香川県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和5年3月28日

香川県知事 池 田 豊 人

## 香川県規則第26号

香川県会計規則の一部を改正する規則

香川県会計規則(昭和39年香川県規則第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次	目次
第1章 略	第1章 略
第2章 略	第2章 金銭会計(第7条~第110条)
第1節 略	第1節 略
第2節略	第2節 収入(第20条~第50条の2)
第20条~第46条 略	第20条~第46条 略
第46条の2 (収納の事務を委託する歳入等)	
第47条~第50条の2 略	第47条~第50条の2 略
第3節~第7節 略	第3節~第7節 略
第3章~第6章 略	第3章~第6章 略
第7章 略	第7章 指定金融機関等(第219条~第250条)
第1節~第3節 略	第1節~第3節 略
第4節 略	第4節 公金の振替等の事務 (第239条~第243条)
第239条~第242条 略	第239条~第242条 略
第243条(歳計現金の <u>振替</u> 等)	第243条(歳計現金の繰替え等)
第5節 略	第5節略
第8章~第11章 略	第8章~第11章 略
附則	附則
(収入事務受託者の事務)	(収入事務受託者の事務)
第46条 略	第46条 略
(収納の事務を委託する歳入等)	
第46条の2 施行令第158条の2第1項に規定する規則で定める歳入	、は、次
に掲げるものとする。	

- (1) 県営住宅の明渡しの請求に伴う損害賠償金
- (2) 県営住宅駐車場の明渡しの請求に伴う損害賠償金
- 2 施行令第158条の2第1項に規定する規則で定める基準(同項第1号の 地方税に係るものを除く。)は、次に掲げるものとする。
  - (1) 普通地方公共団体の公金又は電気料金、ガス料金等の収納の事務を 受託した実績があること。
  - (2) <u>委託する収納の事務を適切かつ確実に遂行するに足りる事業規模を</u> 有し、かつ、経営状況が健全であること。
  - (3) 収納した歳入に係る事項を正確に記録し、及び県に遅滞なく報告することができ、かつ、収納した現金を指定金融機関に遅滞なく払い込むことができる技術的な基礎を有すること。

(誤払金等の戻入)

第47条 略

(事前合議)

第52条 略

- (1) 略
- (2) 1件2,000万円以上の工事施行に伴う委託料及び1件200万円以上のその他の委託料(児童福祉法第23条第1項、第27条第1項第3号又は第33条の6第1項の規定に基づき、施設、小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親又は児童自立生活援助事業を行う者に保護又は援助を委託した場合において、これらの施設、小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親又は児童自立生活援助事業を行う者に対して支払う同法第50条第6号の3、第7号又は第7号の3に規定する経費に係る委託料を除く。)
- (3) 略
- (4) 1件5億円以上の工事請負費
- $(5)\sim(8)$  略

(収入証拠書類の整備)

(誤払金等の戻入) 第47条 略

(事前合議)

- 第52条 支出負担行為担当者は、次に掲げる経費について支出負担行為をしようとするときは、会計管理者又は県外出納員(東京事務所及び大阪事務所の出納員をいう。以下同じ。)に合議しなければならない。ただし、工事施行に伴う委託料及び工事請負費の額の変更に基づく支出負担行為その他別に定める支出負担行為にあっては、この限りでない。
  - (1) 略
  - (2) 1件1,000万円以上の工事施行に伴う委託料及び1件100万円以上のその他の委託料(児童福祉法第23条第1項、第27条第1項第3号又は第33条の6第1項の規定に基づき、施設、小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親又は児童自立生活援助事業を行う者に保護又は援助を委託した場合において、これらの施設、小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親又は児童自立生活援助事業を行う者に対して支払う同法第50条第6号の3、第7号又は第7号の3に規定する経費に係る委託料を除く。)
  - (3) 略
  - (4) 1件1億円以上の工事請負費
  - $(5)\sim(8)$  略

(収入証拠書類の整備)

第107条 略

2 略

 $(1)\sim(3)$  略

- (4) 更正済通知書
- (5) 略

(証拠書類の保存)

- 第109条 課の長、所の長、会計管理者又は所の出納員は、一般会計(消費 税法(昭和63年法律第108号)第60条第1項ただし書の規定により一般会 計に係る事業として行う事業とみなされる事業に係る特別会計を含む。) の収入証拠書類及び支出証拠書類を年度ごとに区分し、収入証拠書類については年度経過後8年間、支出証拠書類については年度経過後5年間保存 しなければならない。
- 2 別に定める特別会計の収入証拠書類及び支出証拠書類については年度経 過後8年間、それ以外の特別会計(前項に規定する特別会計を除く。)の 収入証拠書類及び支出証拠書類については年度経過後5年間保存しなけれ ばならない。

(歳計現金の振替等)

第243条 指定金融機関等は、第17条の規定により預金振替通知書又は預金 組替通知書を受けたときは、直ちに預金の振替又は組替えの手続をしなけ ればならない。

附則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

## 第107条 略

- 2 会計管理者及び出納員は第1号から第4号までに掲げる書類を、課の長及び所の長は第5号に掲げる書類を、年度終了後速やかにそれぞれ日付順に整備しなければならない。この場合において、出納員は、収入取扱員の取扱いに係るものを併せて、整備しなければならない。ただし、適宜分冊することを妨げない。
  - $(1)\sim(3)$  略
  - (4) 更正済通知書及び所属更正済通知書
  - (5) 略

(証拠書類の保存)

第109条 課の長、所の長、会計管理者又は所の出納員は、収入証拠書類及び支出証拠書類を年度ごとに区分し、年度経過後5年間保存しなければならない。

(歳計現金の<u>繰替え</u>等)

第243条 指定金融機関等は、第17条の規定により<u>預金繰替通知書、</u>預金振 替通知書又は預金組替通知書を受けたときは、直ちに預金の<u>繰替え、</u>振替 又は組替えの手続をしなければならない。